

令和8年度ハノイ工科大学からの高度外国人材受入支援業務委託仕様書

1 業務目的

生産年齢人口が減少する中、外国人材は本県経済の持続的発展に必要な人材となっている。また、経済のグローバル化や技術革新が進展する中、企業では多様な人材が求められている。

こうした状況を踏まえ、本県においては、令和6年8月にベトナムのハノイ工科大学と人材交流に関する覚書を締結し、日本語教育や県及び県内企業の情報発信を行う香川県講座を開設した。

同講座で学んだ学生が本事業を通じて県内企業に就職し、県内企業の事業力向上を図ることを目的とする。

2 業務内容

【事業の概要】

令和6年8月にハノイ工科大学（以下「大学」という。）で開講した香川県講座においては、放課後2時間、週3日ずつの1年間の授業を通じて日本語能力検定試験4級の修得を目指して日本語学習を行っている。（※本件委託事業とは別。）

本事業においては、本講座を受講した学生を対象に、県内企業へ就職する機会を創出するためのオンライン及び対面のマッチング支援事業を実施する。

【事業1】 マッチング支援事業（オンライン）

県と大学の間で作成した学生（卒業生を含む。以下「学生」という。）のデータベース（別記参照）をもとに、職業紹介の方法により、県内企業への就業マッチングを行う。10名の採用決定を目標とする。

（紹介の流れ）

- ① 本事業への興味を示した県内企業から誓約書（県が作成）を徴取の上、学生の専攻をはじめとする個人情報データを開示
- ② 学生との面談を希望する県内企業から求人票や企業紹介資料を提出させ、委託事業者においてベトナム語に翻訳、データベース化する。
- ③ 学生から県内企業、または県内企業から学生への面談希望があった場合は、学生と企業の仲介を行い、オンライン面談の日程調整を行う。
- ④ オンライン面談を必要回数実施。学生は日本語が堪能でない場合が多いため、委託事業者が手配した通訳者を同席させた上で行うものとする。また、面談の顛末を県が準備する所定の様式により報告するものとする。なお、必要に応じて対面でのマッチング（【事業2】現地ジョブフェア）への誘導も可とする。
- ⑤ 採用が決まった場合は、在留手続きにかかる学生及び企業の相談に応じるものとする。

【事業2】 マッチング支援事業（対面による現地ジョブフェア）

現地で学生に直接会い、採用活動を行いたいという県内企業を募集し、応募企業を対象に現地ジョブフェアを開催する。

なお、参加企業が3社に満たない場合は開催しないこととし、中止決定までにかかった経費のみ委託料を支払うものとする。

(現地ジョブフェアの概要)

ア 開催日時

令和8年11月～12月の中で1日 18時～20時 ※県及び大学と相談し、受託後に決定。

イ 開催場所

ハノイ工科大学（言語センター）

※現地集合とし、ツアーを企画する必要はない。

ウ 参加者

①県内企業

高度外国人材の採用に興味がある県内企業 5社以上を目標

②学生

香川県講座受講生を中心に 100名以上を目標

※大学の協力を仰ぎ、案内チラシ等を活用し集客すること。

エ 資料準備等

- ・学生向けのイベント案内チラシ（ベトナム語）
- ・企業の紹介資料や求人票を企業から徴し、ベトナム語に翻訳すること。動画も可とする。

オ 現地ジョブフェアの流れ

18:00～18:10 開会

18:10～18:40 香川県の認知度向上のためのイベント ※企画提案すること

18:40～20:00 参加企業ごとのブースセッション（県内企業が多くの学生と面談できるように企画すること）

20:30 撤収

(スケジュール)

時期	【事業1】オンライン支援	【事業2】現地ジョブフェア
10月2日	周知セミナー	
10月	随時実施	—
11～12月		現地ジョブフェア
1～3月		—

(事前セミナー)

【事業1、2】について周知するためのセミナーを開催すること。

なお、セミナーについては、令和8年10月2日（金）に香川県外国人材受入促進協議会（事務局：香川県商工会議所連合会）が高度外国人材受入促進をテーマにセミナーを開催予定であるため、その場を活用して、本件に関する周知を行うこと。なお、別途追加で本事業の周知セミナーを開催することを妨げるものではない。（積極的に県内企業にオンライン、対面によるマッチング支援事業をPRすること。）

(見積り)

以下の内容で【事業1】と【事業2】について積算すること。

【事業1】オンライン支援（(1)と(2)を合わせて300万円（税込）を上限とする）

- (1) 紹介手数料 ※採用が決まった場合の成功報酬型の委託料とし、10名分を積算することとする。
積算は原則次のとおりとする。
紹介手数料を一人当たり60万円とし、県負担20万円、企業負担40万円（いずれも税抜）とする。
よって、県の委託料は最大、22万円×10名＝220万円（税込）となる。
これより安価な紹介手数料は可とするが、その場合も、県負担と企業負担の比率は1：2を維持すること。
- (2) 設置運営経費（求人票、企業紹介資料の翻訳、通訳手配、相談支援含む） 80万円（税込）を上限とする。

【事業2】現地ジョブフェア（100万円（税込）を上限とする）

- (1) セミナー開催経費、企業募集経費
 - (2) 企業資料とりまとめ経費（翻訳含む）
 - (3) 現地ジョブフェア運営経費
 - (4) 受託事業者旅費
- ※【事業2】については上限額の範囲内で、(1)～(4)以外の経費を計上することを可とする。
なお、会場使用料は別途県と大学で調整するため、見積りに含めないものとする。

3 業務報告書等の作成及び提出

- (1) 月次業務報告書の作成及び提出
毎月、月次業務報告書（実施業務、経費、課題・問題点等の報告事項、今後の実施予定等）を作成し、翌月10日までに県へ提出すること。
- (2) 随時報告
各業務の進捗状況、実績、業務運営に当たっての課題・問題点等、業務運営上必要な協議事項が生じた場合には、迅速かつ誠実にこれを県に随時報告するものとする。また、県が報告を求めた場合も同様とする。
- (3) 実施報告書
全事業完了後に実施報告書を開催日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに県に提出すること。
- (4) その他
月次報告書、随時報告、実施報告書の様式については、契約締結後、別途、県と調整すること。

4 事業の実施基準

- (1) 本事業は県とハノイ工科大学との共同事業であるため、随時、両者の意向を確認しながら事業を進めること。
- (2) 日本の労働関係法令だけでなく、ベトナムの労働関係法令の遵守に十分配慮すること。
- (3) 本業務に係る苦情等について、担当窓口を設置するなど責任を持って対応すること。また、対応した事項については、随時、県に報告すること。
- (4) 業務の遂行に際しては、委託業務の責任者を選任し、県及び大学との連絡調整を綿密に行うとともに

に、円滑に当該業務が行えるよう進行管理を行うこと。

5 注意事項

- (1) 協議内容により事業内容を一部変更することがある。
- (2) 受託事業者は、業務委託契約締結後、速やかに、実施計画書を提出の上、県の承認を得ること。
なお、実施計画書承認後であっても、契約書及び仕様書等において、別途、県との協議事項として留意した事項については、適宜、県の承認を得ること。
- (3) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。
県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイデア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (4) 他者の映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や版權の侵害などの問題が生じることのないよう受託者において必要な手続きをとること。
- (5) 本事業に係る個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守すること。また、保有する必要のなくなった個人情報等については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (6) 本事業において収集した企業等データ、個人情報等は従来業務とは別に管理すること。
- (7) 本事業の実施に当たり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が発生した場合は、その都度速やかに県と協議を行い、事前に県の了解を得た上で業務を遂行すること。
- (8) 受託事業者は、本事業と受託事業者の本来の事業を区別して管理すること。
- (9) 天災その他経済情勢等により、本業務の実施が困難となった場合は、別途、変更契約を締結の上、本業務の準備に要した経費の総額を上限（ただし、契約限度額以内で、県が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。

 (写真)	(ふりがな) 氏名 ハノイ工科大学・(専攻) 記入日：
生年月日： 年齢： 学年： 卒業年月： 言語： JLPT： 英語：	研究内容 スキル・特技
連絡先 携帯電話： メール：	
所属研究室：	キャリアイメージ（夢や実現したいこと）
指導教官：	